

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年 1月10日

【会社名】 武田薬品工業株式会社

【英訳名】 Takeda Pharmaceutical Company Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長谷川 閑 史

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市中央区道修町四丁目 1 番 1 号

【電話番号】 大阪(6204)2111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務統括部長 谷 口 岩 昭

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目12番10号
(武田薬品工業株式会社東京本社)

【電話番号】 東京(3278)2111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務統括部シニアマネジャー(連結会計) 伴 雅雄

【縦覧に供する場所】 武田薬品工業株式会社東京本社
(東京都中央区日本橋二丁目12番10号)

武田薬品工業株式会社横浜支店
(横浜市西区北幸二丁目 8 番 4 号)

武田薬品工業株式会社名古屋支店
(名古屋市西区牛島町 6 番 1 号)

武田薬品工業株式会社神戸支店
(神戸市中央区磯辺通三丁目 1 番 7 号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番 2 号)

証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の 1)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年12月19日付で金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出した、当社のコーポレート・オフィサーおよび上級幹部に対する新株予約権の割当てに関する臨時報告書の記載事項のうち、「発行価格」、「発行価額の総額」および「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額(出資される財産の価額)」が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

(注)訂正箇所には下線を付しております。

(3) 発行価格

(修正前)

割当日における新株予約権1個当たりの公正価額(ブラック・ショールズ・モデルにより同日の東京証券取引所の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)をもとにして算出)

(修正後)

新株予約権1個当たり 55,300円 (1株当たり553円)

(4) 発行価額の総額

(修正前) 未定

(修正後) 626,604,300円

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額(出資される財産の価額)

(修正前)

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの価額(以下「行使価額」という)に、各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は、新株予約権発行日の前1ヶ月の各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という)の単純平均の金額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行日の前日の終値(終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値。以下本項において同じ)を下回る場合は、新株予約権発行日の前日の終値とする。

<後略>

(修正後)

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの価額4,981円(以下「行使価額」という)に、各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

<後略>

以 上